

近畿日本鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更
認可申請に係る審議（４回目）

1. 日 時

令和4年5月24日（火） 10：30～11：50

2. 場 所

国土交通省 4号館3階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

牧満（会長）、和田貴志（会長代理）

河野康子、山田攝子、二村真理子、三浦大介

<国土交通省>

鉄道局：中澤旅客輸送業務監理室長 ほか

事案処理職員：運輸審議会審議室 加藤、久保、宮田、本間、佐藤

4. 議事概要

- 鉄道局から、同局で実施した本件認可申請に係るパブリックコメントの結果及びその対応方針等について、説明した。
- 運輸審議会委員からは、
 - ① この対応方針については、近畿日本鉄道株式会社（以下「近鉄」という。）とも調整を行ったものなのか。
 - ② 旅行客が利用者全体に占める割合は約6%との記載があるということは、特急列車についても、必ずしも地域の利用者を見捨てたというわけではないということの意味するのか。
 - ③ 運賃改定にあたって、一般論として、鉄道事業者から事前の相談は受け付けているという認識で良いのか。
 - ④ 他社と近鉄との間で共同使用駅相互間の利用について、ICカードの場合も含め、実際の利用経路は把握する手段がないということか。
 - ⑤ その場合、実際の利用経路と運賃上の経路が異なる場合は、不正乗車であって、より厳格な対応を検討すべきではないか。
- これに対し、鉄道局からは、

- ① 事実関係や運賃改定の考え方等については近鉄にも確認の上で作成している。
 - ② その通りである。伊勢志摩方面は別としても、例えば名古屋大阪間であればビジネス利用も多く、当該区間で特急列車を走らせることによって得られる運賃・料金収入が線区の利用者が少ない区間の維持に必要な財源に貢献している面もある。
 - ③ 運賃制度や手続きの説明といった点について、どの事業者からのご相談も広く受け付けている。
 - ④ その通りである。ICカードの場合であっても途中経路の判定はできない。
 - ⑤ どのような対応が可能かどうかについて検討する。
- 等の回答を得た。

(注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。